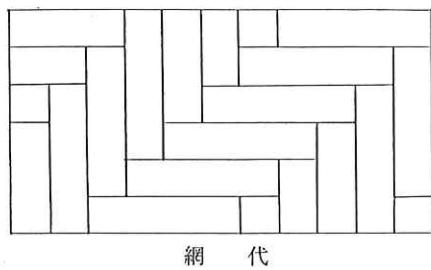


第一章 中世の城崎

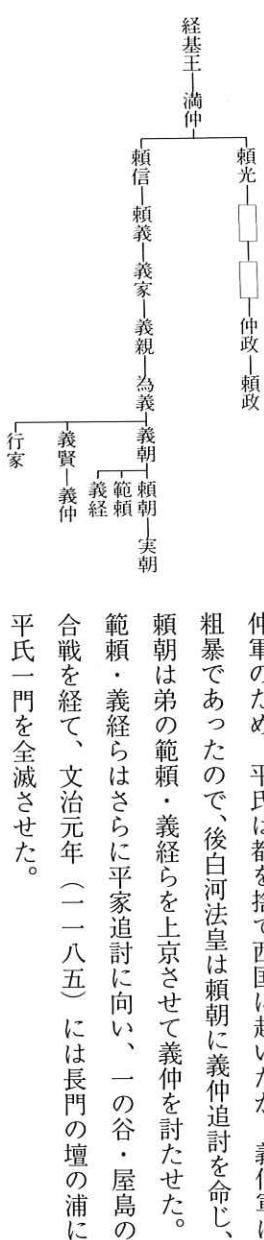


第一節 太田文と莊園

武力こそ政争解決の決定的要因であることを示した保元・平治の乱（一一五六）後、二十年にして鎌倉幕府の成立して平清盛は安徳天皇の外祖父として政権を独占し、ここに武士出身にもかかわらず貴族的性格をもつ平氏の政権が確立した。

しかし、驕る平家久しからず、早くもその翌年の治承四年（一一八〇）源頼政の挙兵を契機に、伊豆に流されていた頼朝や木曾谷にかくれていた義仲ら諸家の源氏があいついで蜂起し、南都の寺院勢力もまた反平氏にまわった。清盛は都を一時福原（神戸市）に遷し、難局をきりぬけんとしたが、けつきよく失敗しまもなく前途を案じながら熱病で倒れた。

源氏略系図



寿永二年（一一八三）、北陸から急に進撃してきた義仲軍のため、平氏は都を捨て西国に赴いたが、義仲軍は粗暴であったので、後白河法皇は頼朝に義仲追討を命じ、

頼朝は弟の範頼・義経らを上京させて義仲を討たせた。範頼・義経らはさらに平家追討に向い、一の谷・屋島の合戦を経て、文治元年（一一八五）には長門の壇の浦に平氏一門を全滅させた。

これよりさき、鎌倉に本拠をおいていた頼朝は、まずかれと主従関係を結んだ武士（御家人）を統制するため侍所（さむしょ）を置き、ついで、一般政務をつかさどる公文所（のちの政所）、所領に関する訴訟をあつかう問注所など、貴族の家政機関をまねた諸機関を設けるとともに、法皇より東国支配の実質上の承認をえ、着々と武家政権の樹立につとめていた。

さらに、頼朝は、文治元年平氏滅亡のあと、法皇が義経に頼朝追討を命じて失敗すると、朝廷にせまつて国ごとに守護、諸国の荘園・国衙領に地頭をおくことを許された。守護は主として東国出身の有力御家人が任命され、大番役（皇居警固の役）の催促、謀反人・殺害人の逮捕など、国内の御家人の統制と治安維持に当たり、戦時には御家人をひきいて戦場にのぞんだ。地頭も御家人が任命され、土地の管理、年貢の徵集、治安の維持を任務とし、地頭給として一定の田地を支給されたほか、管理する田地一段につき五升の兵糧米を徵集する権利を認められた。

したがって、地頭の全面的な任命は、荘園領主の猛反対を招き、初めは平氏の旧領や謀反人の所領だけに限られたが、これによって東国を中心としていた頼朝の支配力は、やがて全国的に拡大していった。

このほか、頼朝は地方組織としては、京都に京都守護職（のちの六波羅探題）、九州に鎮西奉行、奥州藤原氏滅亡後の奥州に奥州総奉行などを置き、さらに建久三年（一一九二）七月、法皇の死後、待望の征夷大将軍に任せられ、ここに鎌倉幕府は名実ともに成立した。

荘園とは不輸權（ふゆけん）（免税權）、不入權（ふじゅけん）（行政、警察など国家権力を拒否する権限）をもつ貴族・

中世の荘園
社寺などの私有地をいう。

その萌芽は、天平十五年（七四三）開墾した田地の永年私有を許すという「墾田永年私財法」の発布によつて、早くも奈良時代中期にみられ、平安時代中期、十一世紀後期の院政時代になると、制度のうえでも完全に成立し、全国の国土の約七〇%を占めるようになつた。

元来、莊園の“莊”とは建物を、“園”とは附属の土地を意味するが、何といつても重要なのは、もちろん土地である。一つの莊園と他領との境界線には、榜示（石や棒杭）が打たれ、この四至内の土地が、その莊園の範囲とされた。

この範囲内の土地には、未墾地と既墾地の別があり、未墾地は周辺部に多く、當時空閑地といわれ、大体は山林・原野で、共同益地として莊民は自由に入ることができた。

既墾地は、その中より洪水その他の自然的災害のため、不作となつた田畠（不作田）を除き、その残りがいわゆる見（現）作田である。見作田のうちには「除田」と「定田」とがある。「除田」は領主が年貢その他の雜税を免除した土地のことで、これには、莊内の社寺に与えた“神仏田”や、莊官（預所・地頭・下司・公文・総追捕使など）に給料として与える“莊官給”、徵稅のため領主が派遣する使に与える“徵使給”、領主の住居の屋根替のための“桧物給”、その他莊内の治水灌漑施設の費用にあてる“井料田”などがあつた。「定田」は領主の直営地である“佃”と領主が年貢のみ課しうる“免田”と年貢、公事（雜稅）をも徵集できる“官物田”との三種に分れ、官物田は、元來の専有者の名前を冠した、たとえば安近名というようないくつかの“名田”に分割されていた。

つぎに忘れてはならないのは、領主と莊官と莊民からなる人的要素である。

莊園の所有者を領主といい、莊園には領主自ら開発してきた自墾地系の莊園と、おもに地方の土豪（開発領主）から寄進をうけて成立した寄進地系の莊園がある。中世の莊園では多くがこの系統の莊園であったが、後者の場合は、領主に中央の貴族、大社寺が多く、かれらを領家と称し、莊園の権益をより強固に保全するため、その莊園が、さらに、上級の有力者（院宮、摂関家）に寄進されると、上級の領主は本家または本所とよばれた。

莊官は莊園の管理統制者で、それは普通現地不在の上司（預所）と現地居住の下司・公文などから成っていた。自墾地系の莊園では、当初、領主の縁故者、寄進地系では元来の土地の寄進者（開發領主）である場合が多く、それだけ自主性も強いが、いずれにせよ、領主の任免によるものであった。

ところが、源頼朝は平氏滅亡後の文治元年（一一八五）、後白河法皇の許可をえ、莊園領主の支配外にある部下の御下人を全国の公領・莊園に、地頭という名の莊官として送りこもうとしたが、莊園領主の猛反対によつて平家の旧領と謀反人の所領、だけに限定したけれども承久の変（一二二一）後には全国的に設置された。これが、幕府の権威をかる地頭の年貢押領、その解決策としての一定額の年貢を地頭に請負せる「地頭請」さらに、莊園を領家方と地頭方に二分し、互いに干渉しない「下地中分」に発展した。このような地頭の莊園侵略によって莊園の様相が大きく変化し、やがて、莊園の武家一元的支配という莊園制の衰退や崩壊につながっていく。

すなわち室町時代に入り、守護の強大化とともに莊園の年貢や土地の半分を守護に与える「半濟法」、莊園の年貢納入を守護が請負う「守護請」などによつて、一国内の土地の実権は公領・莊園を問わず、從來の地頭

など国内の武士とともに、守護の完全な支配下に入り、いわゆる守護領国制が形成され、かつての莊園的收取機構は崩壊、郷・村を単位とする守護の直接的支配が確立していく。

莊民とは原則として莊内に住み、領主の下知（命令）に従い、領主に対し年貢（一般に全収穫高の三分の一程度の米を納める）、公事（柿・桑・麻などの特産物、炭・絹などの加工品を納める）、夫役（領主の佃の耕作、居館の警固、年貢の輸送など）の義務をもつ者であるが、その中心は、一町前後から数町位の名田の保有者つまり「名主」であつて、かれらの中には、莊官に任命される程の有力者もいた。なお名主のほか、加地子（小作料）を名主に納めて名田を請作する「作人」、さらにその請作地の一部を小作する「下作人」など一般農民がいた。また名主のもとで、名田の耕作に従事したり、名主の代りに夫役をつとめる「下人、所從」という隸属農民もいたが、かれらには年貢、公事などの義務はなかつた。

当地方のような積雪地帯では、大々的な米・麥の二毛作は無理であったが、早稻などの稲の品種改良、刈（かり）敷（刈草を肥料にする）、草木灰などの肥料の発達、牛馬の利用、鑄物業の進歩（当時鑄物師が座をつくつて、諸国を盛んに往還した。城崎と竹野境にも鑄物師の峠が存在する）による農具の大量生産などで、農業生産力が高まるとともに、貨幣の流通も盛んとなるにつれて、従来の名主層の中には、没落する者がみられる反面、作人の名主化、下人、所從の作人化など、いっぱいに、農民の地位が向上、自立化していった。十四世紀末、室町時代になると、莊園領主・守護などの不当な要求に対抗するとともに、戦乱に対する自衛、灌漑用水の確保、分配や入会地の共同利益などのために、農民の自治的集団として地域的なまとまりをもつ「村」や自治的組織としての「惣」が発達し、番頭・沙汰人・乙名など、名主層から選ばれた村役を中心に定期的に

寄合が開かれ、祭礼その他の村の行事や運営方針が定められ、村の掟も制定された。

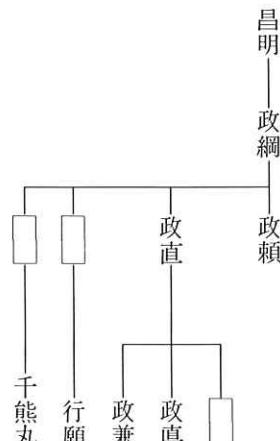
また、領主への年貢も、村や惣が責任をもって請負う「百姓請」（地下請）の制度も生れた。これはまさに莊園の管理権が名主・百姓など、農民層に握られたことを意味する。

以上のような傾向は、いうまでもなく畿内にもっとも早くみられるが、但馬地方でも戦国末期（永禄年間）、浜坂地域の村々に「六軒衆」といわれる有力農民を中心として似た動きがあつたようである。（『浜坂町史』）このようにして莊園領主の莊園支配は、この面からも、ほとんど無力化し、十五世紀後半の応仁・文明の大乱を経て、莊園制は崩壊の途をたどる。そして織豊政権が成立し、とくに、天正十年（一五八二）に始まる太閤検地によって、従来の複雑な土地所有関係および耕作関係、また収益の分配関係などは、いっさい認められず、いわゆる「一地一作人の制」が確立され、莊園は名実ともに、完全に消滅していくのである。

但馬守護とし 但馬は源平争乱の末期は、平経盛の知行國で、国守はその子経正という平家と深い関係があるので太田氏 あつたので、頼朝は早くも文治元年（一一八五）屋島の戦いのとき、但馬に総追捕使として武藏七党の横山時広を任命している。かれが初代の但馬守護にあたるわけである。その後、頼朝挙兵以来の関東武士安達親長が就任し、建久八年（一一九七）に雀岐新太夫助影以下の但馬の御家人の名簿を幕府に提出する事務を行つたり、また進美寺（日高町）における源平合戦の戦死者の冥福のための三百基の小塔供養の勧進奉行となつてゐる。

しかし、承久の変（一二二二）では、京方に参加し、守護職を解任され、代つて法橋昌明があらたに任命された。かれはもと常陸房昌明という駿山西塔出身の荒法師であつたが、源平争乱期に北条時政に従い、その後

太田氏略系図（但馬史による）



文治二年（一一八六）、義経の叔父源行家を和泉国近木庄で討取り、その功で御家人となり、摂津の葉室荘と但馬の太田庄（但東町）を賜り、太田庄を本拠地として居館をかまえ名も太田昌明と改めたといわれている。

また、文治五年（一一八九）義経をかくまつた藤原泰衡追討の奥州征伐にも従軍し、さらに承久の変のとき、守護をはじめ国内の多くの武士が京方に参加し、かれも再三参加を求められたが、その使節五名を斬つて断固これを拒否、幕府への忠誠を現したので、変後、それが認められ、守護に任じられたと、『吾妻鏡』は伝えている。

以来その子孫が鎌倉末期、守延の代まで守護職をうけつぎ、また、その一族も、守護所出石郡を中心として、但馬各地の地頭となり、その総支配田数は『太田文』によると、円山川・出石川下流域や海岸部の枢要部において、但馬の総田数約五〇〇〇町歩の一割にあたる五〇〇町歩を占めている。

太田文は、『岡田帳ともいわれ、鎌倉時代につくられた一国ごとの土地台帳で、これには、国内の田地の面積と領有者を詳記した幕府の命によるものと、記載が田数のみの、国衙によるものとの二種がある。

現存する最古のものは、承久の変の直後の貞応二年（一二二三）、執権北条泰時の命により守護兼国司の長沼宗政がつくったといわれる『淡路国大田文』であり、それによると、淡路の田の合計は一四四九町三段六〇

歩であった。

そのほか文永二年（一二六五）の若狭国、嘉元二年（一二〇四）の常陸国など、十二種の大田文が現存する。但馬国の太田文もその中の一つで、元寇の役の戦費を土地所有者への課税で補わんがため、文永九年（一二七二）、幕府の出した命令で弘安八年（一二八五）、ときの守護太田政頼の報告したものであるが、現在は原本はない、応永三年（一三九六）の写本をさらに宝徳四年（一四五二）、帝釈寺（香住町）の尊阿が転写したもののそのまた写本が流布している。

したがつて正確さにおいて多少疑問もあるが、鎌倉時代、十三世紀末の但馬国内の荘園・公領の分布とその田数・田地の内訳および領主（本家・領家）・地頭・公文・御家人の名前、ようすなどを知る重要な史料である。それによると、総田数五、一〇〇余町、うち国領の郷保一、四〇〇余町、莊領三、六〇〇余町で、莊園が多くて公領がすくないことが注意される。

荘園の中では、朝来郡朝来莊から城崎郡城崎莊・新田莊・七美郡小代莊・菟東莊・七美莊・二方郡久斗莊・大庭莊とひろがる後白河院の持仏堂長講堂領四八五町余のような皇室領、ついで、朝来郡磯部莊、氣多郡太多莊、二方郡田公御厨など一八二町余に達する伊勢大神宮領、下級領主職では、守護太田一族の地頭職、つぎに関東御領（鎌倉將軍家の領家職・地頭職）が多いことがわかる。

なお、現地の管理者である地頭・下司には、大江・伊達氏のような関東御家人と奈佐太郎高春のような国御家の二種があつたこと、女性が一家の惣領として地頭や下司になつていて、下地中分が行われていて、地頭による荘園侵略がすでにはじまつていたこと、そのほか朝来郡・養父郡には、紙の年貢を納める「御紙田」

第一節 太田文と莊園

などと記す莊園が宣陽門院御紙田ほか四カ所もあつたことなどが判明し、十三世紀末の但馬のようすを、これによつてうかがうことができる。

「太田文」によれば、現在の城崎町のうち、円山川の東側の地域（結・戸嶋・樂々浦・飯谷）は、
みる城崎 白河院の御願寺、京岡崎の法勝寺領の莊園として下鶴井莊に、いっぽう、円山川の西側（二見、
上山・ひのそ・来日・今津）は觀山西塔に属する白川千駄阿弥陀堂領の氣比莊に、湯嶋地域は公領の田結郷に、
桃嶋は嵯峨大臣家領の田結莊の一部に属していたようである。

下鶴井莊、氣比莊については、すでに『内川村誌』に詳述されているので、湯嶋地域の属する田結郷について、いささかふれておきたい。

法勝寺領 領家・眞乘院僧正・預所教王院三位法印 公文太田左太郎政頼

*田所下鶴井三郎秋正

御家人

下鶴井庄 二十六丁一反百十分

河成 八丁八反貳百三十五分

佛神田 九反

四庄官雜免 三町八反百六拾二分

定田 十二町五反十三分

白川千躰阿弥陀堂領	領家左兵衛局	地頭太田太郎左衛門尉政綱跡
氣比庄	五十町一反貳百九十分内	
氣比村	三十四町三反二百五拾分	地頭太田左衛門太郎政賴
上山村	四町三反三百五拾分	地頭藤藏人重直
立野村	十一町二反五拾分	地頭太田左衛門次郎政員
本庄村畠	六町四反	地頭平井小太郎入道
田結郷	三町四反百六拾分内	國別當教蓮
溫泉寺	九反小	國神主祝下次官資經
小社	七反小	
公文給	三反	地頭下野三郎賴泰同舍弟江五郎太郎政經
*定田	一町四反二百八十分	

領家嵯峨大臣家*

地頭安藝左近藏人重近女子

田結庄

八十町六反

佛神田

拾町六反

定田

七拾町

(『但馬太田文』による)

承平年間（九三〇年代）に編さんされた『和名抄』にみえる城崎郡内の田結郷は、もともと、円山川右岸部では、下鶴井あたりから氣比の海岸まで、左岸部では、奈佐川支流の大浜川流域あたりから津居山の海岸にわたる広汎な地域であつたらしいが、五百年の年月の間に、下鶴井荘二六町一反一一〇歩、氣比荘五〇町一反二九〇歩、田結荘八〇町六反などが成立し、旧来の公領田結郷は、太田文のころはほかに山林・原野などの未墾地があつたにせよ、僅か三町四反一六〇歩の田地を保つに過ぎなくなつていて。しかも、その内、温泉寺および郷内の小社（社名は不詳）の維持運営のための九反小と七反小の仏神田、さらに書記役の莊官の俸給にあてられる公文給三反など計一町九反余の「除田」があつて、定田（国衙が郷司を通じて課税できる田地）は、僅か一町四反二八〇歩に過ぎず、この田地も他の莊園と同じく、いくつかの名田に分割され、各々の名田には名主があり、国衙に対し年貢・公事等の納入の責任をもち、さらにその下に作人・下作人等の一般農民がおったものと思われる。

つぎにこの狭い田結郷に地頭が三名も存在しており、名前からしていざれも関東御家人と思われるが、まず平井小太郎入道は、田結郷全体の地頭として、郷内の管理・徵稅・警察の三権をもち、他の二名、下野三郎頼

泰と舍弟江五郎太郎政経は、公文給田、三反を管理するとともに、公文職を兼ね、公文給三反の収入をえていたものであるまいか。

なお国別当教蓮は『太田文』の気多郡の項に「国別当教蓮、興法寺三町」とあることからして、国衙が任免する国内諸寺の統轄者として、氣多郡の興法寺の寺田とともに、温泉寺の寺田の管理をしていたものらしく、また国神主祝下次官資経も、国内諸社の統轄者の一人として、郷内の小社の神田の管理をしていたものであろう。

前述の温泉寺に給せられた九反小の田地については、『内川村誌』は、建久八年（一一九七）、源平合戦の戦死者の冥福のため、幕府が八万四千基の小塔供養を国ごとに営んだとき、ときの温泉寺院主、玄豪法印が積極的に参加協力したので、その賞として幕府から安堵されたものであるとのべている。

桃嶋浦の漁業権

（桃嶋浦漁場安緒下し状）

八幡宮寺御領但馬桃嶋之浦

依為一宮大明神之具齋之浦

桃嶋之内神崎堺而自他所不

可漁捕者也。於左右致濫妨之事者太不可然。時之村奉行可致

成敗之本所補任之所職相傳

之所帶也

依神代之子細有下狀如件

正安元年六月十九日 預所法橋花押

(桃嶋浦可漁捕事下し状)

下 桃嶋浦

補任 可漁捕事

右所職者任一宮相傳旨上者水落境下

者致入江之氣比浦者塙坪之橋之下境

外海者東西國堺可漁捕者也

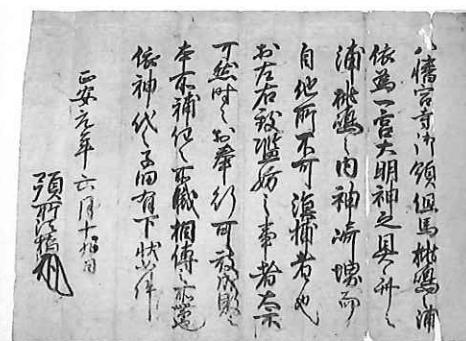
仍他所之不可違亂及者也然者一宮之

具齋等勿違告故下

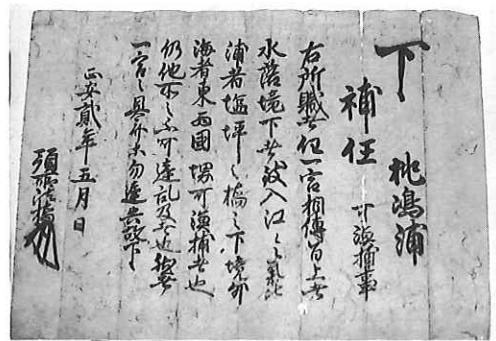
正安元年五月 日 預所法橋花押

との正安元年（一二九九）、同二年（一
三〇〇）の古文書が桃嶋に伝わっている。

これによれば、鎌倉時代末期に桃嶋の漁民は、その先祖が「神代」の昔、天日槍の従者として新羅より日本への渡来に際し、忠節をつくしたといいういわれによって、天日槍を祀る但馬一宮・出石神社の日供（毎日の



写36 桃嶋浦漁場安緒下し状 (秦忠雄家所蔵)



写37 桃嶋浦可漁捕事下し状(全上)

お供え）の魚介類をととのえる代償として、桃嶋の入江を中心とする円山川および丹後但馬両国境内の外海の一定の水域内の漁業権の独占を領主の莊官たる預所法橋によって、保障されていたということになる。

これは、平安後期（十一世紀）以来、畿内を中心に発達してきたいわゆる“座”（權門・社寺を保護者として種々の税を納める代りに、一定地域内の諸種の販売・製造等の独占権を保障してもらう職人・商人等の同業団体）と似た性格をもつもので、都を離れた但馬の地域では、珍しい事例ではなかろうか。

なお兵庫県下では、現在の尼崎市内、神崎川河口付近にあつた長渚の浜が応徳元年（一〇八四）以来、京の下鴨（賀茂御祖神社）社領（長渚御厨）となり、以後、浜の網人（漁民集団）は、鴨社に毎日、供物の鮮魚を納める代り、浜の近辺の漁業権を鴨社より保障され、大いに、勢力を伸ばしていくことは有名であるが、これとくらべても面白い。

さて室町時代に入ると、但馬は康安二年（一二三六二）以来、山名時氏の支配下に入り、応安四年（一二三七二）に、その子、時義が守護に任命され、以後天正八年（一五八〇）の滅亡まで、その子孫が代々あとを承けつゝが、時義は禅に厚く歸依、月菴宗光を開山として竹野に円通寺を創建したという。嘉吉元年十一月十六日付の桃嶋「秦忠雄家文書」によると、応永八年（一四〇一）には、その子、時熙が桃嶋を円通寺領として寄進している。

以来、代々の守護は、嘉吉元年（一四四一）、寛正五年（一四六四）、文明十七年（一四八五）、永正元年（一五〇四）、享禄五年（一五三二）と、各々、段錢（田地一段単位に賦課される臨時税）、諸公事（雜税）免除などを含む桃嶋の所領安堵状を円通寺宗源院宛に出しているが、その他、文明十四年（一四八二）には重臣垣屋豊遠が、「桃嶋に近辺の浦人が上陸して、伐木、刈草をすることを禁ずる」旨の禁制を下している。

また天文十九年（一五五〇）、ときの守護祐豊が、家臣垣屋又太郎宛に「桃嶋の漁民の舟が諸公事免除という特権にも関わらず、他領域に侵入しているのは曲事であつて、堅く禁止させねば……」との書状を出している。

要するに、当時の桃嶋は、多少の農業も営まっていたのであらうが、地形上からいつても、住民の生活基盤の多くは、水上に依存していたものといえる。したがつてその漁業権の推移は、まさに死活問題であったのであろう。

第二節 寿永の内乱と承久・元弘の変

平氏知行　平氏が但馬国と密接な関係をもちだすのは、清盛の祖父正盛のときからである。正盛は所領を白国但馬　河院の皇女、媞子の菩提所である六条院に寄進し、院政と結んで中央政界進出の第一歩をふみだしたが、嘉承三年（一一〇八）出雲で反乱を起した源氏の嫡流源義親の追討に成功して武名をあげ、その功によつて小国、因幡守から一躍、大国、但馬の国守に任じられ、西国における平氏の基盤のひとつがここに成立了。

鳥羽上皇のもとで、さらに中央政界に進出したその子、忠盛も天承元年（一一三二）、備前守から但馬守に任せられたと『平家物語』は伝えている。

清盛が安徳天皇の外祖父として政権を独占、平氏の極盛期を迎えた治承三年（一一七九）、清盛の弟にあた

る経盛が、知行国主として但馬一国の全収入と国司任命権をえ、子の経正が国守となり、また『公卿補任』によると、養和二年（一一八二）三月から平氏都落ちの寿永二年（一一八三）八月まで清盛の四男重衡が但馬権守となつてゐる。

正盛から経正まで平氏の一族がしばしば、国守として但馬と密接な関係をもつた割に、平氏と国内の武士との結合はすくなかつたらしいと、『但馬史第一巻』はのべてゐるが、それはともかく、全国的にみて但馬内、とくに、北但地域に平家部落の伝説をもつものが多いようである。

これらは戦いに敗れた落武者らが、人里離れた山野奥深く入つて隠田おんでんを開き、土着してできた、いわゆる隠田部落の一種であろうが、西からいえば浜坂町の三尾みお、香住町の御崎みさき・上計あが・無南垣むなんが・畠は・土生うぶ、竹野町の川南台・三原・宇日・多久日、豊岡市の伊賀谷など、いずれも海岸線に沿つた絶壁の上か、山狭の奥まつた他所との往来もままならぬ地域である。その中には御崎と畠の如く、門脇宰相とか平家の侍大将伊賀平内左衛門とか高名な平家の武人との所縁を強調し、いまも平家再興のための行事などを伝えてゐるところがある。

なお、但馬に平家部落がなぜ多いかについては、杜山悠氏は、最期の決戦場、壇の浦は海流の関係から但馬沿岸部と近く、また但馬に古来、金山が多く、平氏が早くから着目、国守としてその開発に努力し、土地の住民にも恩恵を与え、それが平氏の落人への絶大な支持となつたからではないかとのべてゐる。

越中次郎
兵衛盛継
伝承は、『内川村誌』にも「盛継は城崎附近の山中の一軒屋に住んでいたが、蜜柑の皮を不用意

に投げ捨てたことから、川下の役人に気づかれ、召し捕つて恩賞に預かるうとする村人千人ほどに押し寄



写38 越中次郎兵衛盛継の墓（弁天山）

せられた。村人は家を焼きはらい、多勢で攻めたてたため、盛継は戦いに敗れて討ち死にしたという。盛継の首は鎌倉に届けられたが、村人は平家のほまれ高い武将として湯島の地にかれの墓を建てたという。

この墓は、もと松ヶ崎の舟付き場にあつたが、児島弁天の下、地蔵湯前、東山公園とたびたび移転して、現在は弁天山頂にある」と記されている。ちなみにこの墓といわれるのは、南北朝期応安元年（一三六八）の宝篋院塔で、現在町指定の文化財となっている。

また『平家物語』にも、盛継は但馬に落ちて氣比四郎道広の聟になっていた。道広は越中次郎兵衛とは気づいていなかつたが、馬を引きだして馳せ引いたり、海底を十四、五町も潜つたりしている夜な夜なの異常な行動が噂となつて鎌倉に伝わり、但馬国の住人朝倉高清に盛継召捕りの命令が下つたが、道広は高清の義兄であつたので、二人は相談し盛継の入浴中、二、三十人ほどで召し捕り、鎌倉に送つたと記載している。その他、かれにかんするいくつかの伝承が残つているが、『吾妻鏡』建久四年（一一九三）三月の条には、平家与党の越中次郎兵衛盛継らがかくれている由、風聞があるか

ら早く追討するように、幕府が当時京都の守護に任じていた後藤基清に命じたとあるから、それらの伝承はある程度史実を反映したものであつたのであろう。なお豊岡市氣比の白山山頂にも、盛継の供養塔と伝える鎌倉時代末期の宝篋院塔が残っている。

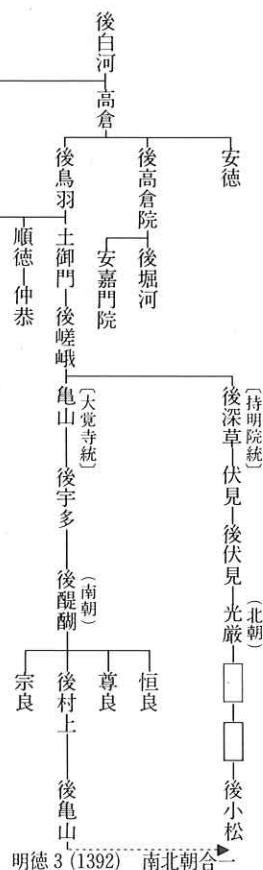
近流地但馬 律令制度の律（刑法）の規程によると、刑罰に五種の刑、笞ち（竹むちで一〇～五〇打）、杖じょう（六〇～一〇〇打）、徒徒（禁固）、流（流刑）、死（絞、斬）があり、流刑には、都からの距離によつて近流きんりゅう（三百里）、中流（五百六十里）、遠流おんりゅう（千五百里）の三種があつた。『延喜式』刑部省の条によると、近流地は安芸・越前、中流地は信濃・伊予、遠流地は伊豆・安房・常陸・佐渡・隱岐・土佐とあって、但馬は規程上どこにも該当していない。

しかし、史上有名な事件（長徳の変・承久の変・元弘の変）と関連して、中央の貴人がしばしば配所の月をながめている。

平安時代中期、右大臣藤原道長と関白の地位を争っていた内大臣伊周いわとその弟中納言隆家が、大政大臣爲光の娘をめぐつて、従者に花山法皇に矢を射かけさせ、そのため長徳二年（九九六）、伊周は大宰だざいの三人のそつとし九州の大宰府に、隆家は出雲守として出雲へ左遷されることになつたが、隆家は京を出立したものの、病と称して四年（九九八）の五月、許されて帰京するまで、途中の但馬で留まつて動かなかつたとの記事が、『公卿補任』『扶桑略記』『百鍊抄』などにでている。

かれは二年間但馬で実質的に配流の生活を送つていたことになる。その場所は不明であるが、たぶん国衙の近くであったのであろう。

皇室略系図



雅成親王と將軍実朝の死による幕府内部の動搖に乘じ、後鳥羽上皇は幕府の宮将軍推戴の要請をも拒否、朝権回復の絶好の機会と承久三年（一二二二）四月挙兵したが、期待に反して敗れ、同年七月仲恭天皇は廢位、

後鳥羽・土御門・順徳の三上皇は、それぞれ隱岐・土佐・佐渡へ配流された。このとき、『吾妻鏡』にも、「是月二十六日、六条宮は但馬国に遷座し玉ぶ。法橋昌明これを守護し奉るへきの由、相州、武州下知を加う」とあって、後鳥羽上皇の第三皇子雅成親王も殿上人、女房三、四名を伴に但馬の国に流され、豊岡高屋の地で仁治三年（一二四二）から寛元三年（一二四五）までの四年間の都の生活を除き、ときの守護太田昌明のもと、守護代長九郎義泰・長井治郎・田井庄三郎らの監視をうけつつ、建長七年（一二五五）、五十五歳で世を終えるまで、さびしい配所の生活を送ったとのことである。

なお親王は幼くして後白河法皇の皇女宣陽門院の猶子として、膨大な皇室御領の一つ長講堂領（後白河法皇の持仏堂・長講堂を本家とする約一八〇カ所の莊園群）の管理権を相続しており、この経済力が、後鳥羽上



写39 雅成親王の墓（豊岡、高屋）



写40 恒良親王旧蹟碑（但東町）

皇の挙兵資金源の一部になつたといわれている。また流人とはいえ、親王という貴い身分、しかも悲しい薄幸な一生が、古来、この地の住民の同情をひき、「ばば焼き」ほか、親王にまつわる幾多の伝承が、旧気多郡（日高町）を中心伝わっている。

さて承久の変後、幕府によつて、完全におさえられた朝廷は、持明院統と大覺寺統

に分れ、皇位の継承や長講堂領・八条女院領（鳥羽天皇の皇女、八条院暲子を本家とした約二三〇カ所の莊園群）などの皇室御領をめぐつて対立、幕府はこれらに干渉し、ますます支配力を高めていったが、大覺寺統の後醍醐天皇は、延喜の昔の天皇親政・公家一統の世の実現をめざして、正中二年（一二三一）、討幕計画を進めたが、失敗、さらに元弘元年（一二三三）、南都・北嶺など、寺院勢力を頼つて再挙をはかつた。しかし、これまた未然に発覚、翌年三月天皇は隱岐に、尊良・宗良の諸皇子は土佐・讃岐へ流罪となつた。

『太平記』によれば、このとき、第六皇子恒良親王も但馬に流され、ときの守護太田守延に預けられたとのことである。その配所の地は、守護所の近辺畠山（但東町）と伝えられ、同地の日出神社境内に昭和十五年、資母村教育会によって「恒良親王旧蹟碑」が建てられている。

ところがまもなく、天下の形勢は大きく変り、天皇は元弘三年（一三三三）三月隱岐を脱出、足利高氏・新田義貞など、幕府の有力武將も幕府を見限り、京都の戦況も六波羅に不利になりかけたころ、太田守延は小佐郷（八鹿町）の伊達道西らと恒良親王を奉じて同年五月、千種忠頼らの討幕軍に合流して、丹波から京都へ攻めのぼったが、六波羅探題の主力と一条・二条口で戦って、守延自身は戦死した。

幕府が滅亡し、いわゆる建武中興となると、親王は建武元年（一三三四）皇太子となつたが、のち、尊氏の叛により、一年にして新政破れ、義貞に奉じられて、越前金力崎（敦賀市）に拠つたが、足利軍のため城おち、京都に送られ、延元三年（一三三八）、ついに花山院で毒殺された。ときに年十五歳であった。

もつとも但馬へ流罪になつたのは、第四皇子聖護院宮静尊法親王であつて、恒良親王は、このとき僅か八歳で幼少のため、京都の公卿の館に預けられていたとの一説（但馬史第二巻）もある。

なおたとえ失敗に終つたとはいえ、後醍醐天皇が元弘・建武のたちあがりを行ひえた経済的基礎のひとつは、大覺寺統に伝領された膨大な八条女院領にあつたことは、いうまでもない。

第三節 山名氏の興亡

南北朝の分立 後醍醐天皇は元弘三年（一二三三）、鎌倉幕府の滅亡とともにに入京し、翌年、年号を建武と
と但馬の戦乱 改め、「朕が新儀は未来の先例たるべし」といわゆる建武の新政が展開された。しかしそ
の内容は、理想に走る余り、現実を無視した場合が多く、とくに恩賞をめぐる公家偏重・武家軽視の政策は多
くの地方武士の反発を招き、けつきよく武家方の信望を集めた足利尊氏の反乱により、新政はわずか一年で崩
壊した。

尊氏は延元元年（一二三六）入京し、持明院統の光明天皇を擁立、後醍醐天皇は吉野に逃れ、以後約六十年
間、全国の武士達が、北朝方と南朝方に分れ、血なまぐさい内乱が展開する。この間但馬においても、多くの
戦乱が起っている。

延元元年楠木正成に敗れて、いったん九州へ落ちのびた尊氏が、再度の入京作戦を展開していたころ、それ
と呼応するように、尊氏の配下の今川頼定が太田氏の一族など、南朝方の立て籠っていた氣比城を攻撃、これ
を陥落させている。その後、頼定は上洛して尊氏と合流、尊氏から但馬守護に任命されるが、但馬においては
進美寺（日高町）・三開山（豊岡市）などを拠点に、南朝方の勢力も存在していた。そこで但馬の南朝方は、
越前金力崎の新田義貞に有力な武将の派遣を要請、義貞はそれに答えて弟義宗を派遣し、義宗は延元二年（一
三三七）、三開山城に入った。



写41 三開山遠眺

これに対し、尊氏側では、足利直義の命により、小侯来全が但馬・丹波の南軍を攻め、同年六月二十一日、
田結庄城を攻撃している。

『豊岡市史』によれば、この田結庄城は、先に今川頼定により攻略された氣比城のことであり、この城に立て籠っていたのは、のち山名氏に仕えて、山名四天王の一人に数えられた田結庄氏と推定されている。

その後数年間、但馬の各地で南北朝両派による戦乱がつづいたが、総じて北朝派が優勢であった。しかし北朝を支えていた足利幕府の内部で尊氏・直義兄弟が対立し、“観応の擾乱”（一三五〇—五一）とよばれる内紛が起り、その間隙を縫つて但馬で勢力を伸ばしてくるのが山名氏である。

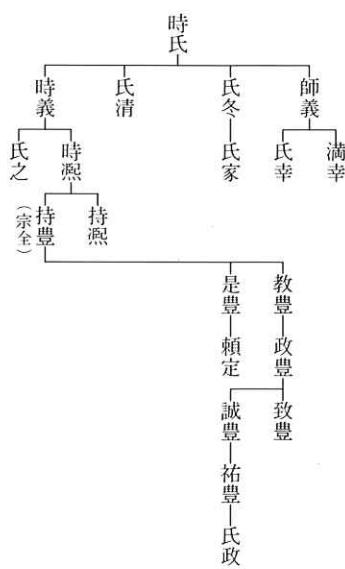
山名氏は新田義重の長子、義範こうばんが上野国多胡郡山名郷に住み、山名三郎と称した事に始まり、鎌倉時代

には新田氏を惣領と仰いで活躍していた。

山名時氏（一三〇三—一七七）は元弘の変（一三三二）の際、新田義貞に従つたが、のち、尊氏につき、戦功により因幡・伯耆の守護に任命された。さらに、康永二年（一三四三）、丹波守護となり、翌年二月因幡と丹波を結ぶ但馬に着目して三開山城を攻略、これを手中に收め自ら但馬守護と称した。その後、觀応の擾乱（一三五〇—五一）が起ると、時氏は尊氏と対立、弟直義方について戦つた。その間、かれ



写42 此隅山（出石町宮内）



山名氏略系図

は但馬の國衆（在地の領主層）を完全に手なづけて支配下におき、前に守護として支配していた因幡・伯耆・丹波・丹後・美作の各国を併せ、西日本における最も有力な守護大名となつた。そして貞治二年（一三六三）、先述の五カ国の守護職を認める事を条件に、尊氏の子、義詮と和睦したのである。

時氏の死後、山名氏の惣領となつた五男の時義は、応安四年（一三七二）、幕府より、正式に但馬守護に任せられ、ここに、但馬における山名氏の支配が名実ともに、確立した。

時義は此隅山（出石町坪井）に城を築き、但馬支配の拠点としたが、かれ自身は城崎（豊岡市九日市）に居

る場合が多かつた。

時義の時代、山名氏一族は、さらに、勢力を伸ばし、出雲・隱岐・伯耆・因幡・但馬・丹波・丹後・備後・美作・紀伊・和泉など、全部で十一カ国の守護職を兼任、これは日本全国の六分の一にあたるので、世人は山名氏を六分一衆とよんだといわれている。

山名一族は但馬山名・伯耆山名・因幡山名などとその領国の名で呼ばれているが、その中の総本家はいうまでもなく但馬山名である。山名氏は本城を出石（此隅山）にかまえ、山名四天王と呼ばれた垣屋を氣多郡樂々前（日高町佐田）に、田結庄を城崎郡鶴城（豊岡市山本）に、八木を養父郡八木に、太田垣を朝来郡竹田に配置し、その他、美含郡（みごんぐん）に長を（のち、轟城に垣屋庶流が入る）、二方郡には塙谷を、七美郡に田公を置いて備えを固めた。

明徳嘉吉の乱 時義の死後、嫡子の時熙が但馬守護となり、弟氏之が伯耆守護となつたが、かねがねかれらと対立していた一族の氏清・満幸はこれに不満をもち、その結果一族内部で争いが起つた。

かねて、山名氏の強大さを恐れていた將軍義満は、絶好のチャンスと明徳元年（一二九〇）、氏清・満幸に、時熙・氏之の追討を命じ、氏清は丹波から但馬へ侵入して時熙を追放、義満より但馬守護に任せられた。ところが、翌年義満は態度を変え、伯耆・隱岐の守護になつた満幸を京都から追放し、併せて時熙・氏之を許そうとした。これに憤慨した氏清・満幸は、同年幕府に対して反乱を起し、京都を舞台に時熙・氏幸らと戦つたが敗退、氏清は戦死、満幸は逃亡した。

この乱は明徳の乱とよばれていますが、この乱後山名氏は、十一カ国の領国を時熙の但馬、氏家の因幡、氏之

の伯耆と僅か三カ国に減らされ、その勢力はいったん衰えた。

時澁の死後、家督をめぐって、持澁・持豊の兄弟が争つたが、将軍義教の支持をえた持豊が勝ち、山名氏の惣領を継いだ。持豊（入道して宗全）は山名氏の勢力回復に力を注ぎ、嘉吉元年（一四四二）有力守護を抑え、幕府の勢威を高めようとしていたときの將軍義教が播磨守護の赤松満祐に殺される事件が起ると、持豊は京都の土倉（質屋）から軍資金を調達して赤松討伐の先頭に立ち、領国の但馬から兵を集め一挙に播磨に侵入、満祐を城山城（新宮町）で攻め滅したが、このとき山名四天王の一人田結庄重嗣が従軍し、大功を立てている。

この嘉吉の乱後、持豊は播磨・石見の守護になるなど、領国をつぎつぎに八カ国まで回復し、山名氏の勢力を再び伸張させた。そしてかれは、中央においては侍所の所司（長官）となり、いわゆる四職の中心として、管領の細川勝元と並ぶ幕府の最高実力者にのし上がったのである。

応仁・文明の乱 この細川勝元・山名持豊の対立を核に、將軍家および管領家斯波・畠山両氏の家督争いがからみ合って、応仁元年（一四六七）、前後十一年にわたる応仁・文明の乱が勃発する。

乱は当初京都を中心に戦われ、山名・細川両家とも、領国から大量の兵を京都に動員したが、むろん但馬からも山名氏と主従関係にある多くの武士が出陣した。ただし当時の但馬の在地の武士（國衆）が、すべて山名氏に従っていたかというとそうではなく、なかには東軍（細川方）に心を寄せる者もいた。そして但馬においても、山名方（西軍）と細川方の間に合戦が行われたのである。

すなわち、文明三年（一四七一）三月二十五日、父、持豊と反目していた是豊の子頼定が、但馬における西軍（持豊方）の拠点であった九日市に乱入り、これに応じた奈佐太郎らが当辺羅（戸枚）に布陣、九日市城を

攻撃する態度をとった。これに対し持豊の重臣垣屋平右衛門尉が、宵田城（日高町）から出兵して奈佐太郎を破り、これを聞いた頼忠も戦わずして退却した。

このように、戦はやがて、全国に波及していくたが、この間持豊の領国播磨が赤松氏に奪回された。こうした情勢の中で持豊は文明五年（一四七三）病死し、あとを孫の政豊が継ぎ、播磨を回復すべく文明十五年（一四八三）播磨へ出兵、国境の真弓峠（生野町）で一時は大勝したが、けつきよく失敗に終り、これ以後山名氏は政豊—致豊—誠豊—祐豊と家督を継いだが、その勢力は全但馬におよばず、但馬の國衆の中には八木城（八鹿町）の八木氏、竹田城（和田山町）の太田垣氏のように、自立して山名氏を見放す者が続出し、山名氏の勢威は次第に衰えていった。

織田と毛利の角逐 のうち中国地方では毛利元就が勢力を拡大した。かれは永禄九年（一五六六）、出雲の尼子氏を屈服させたが、尼子氏の家臣山中鹿之助幸盛は毛利に対する反撃をはかり、永禄十二年（一五六九）、二千の尼子勢を率いて但馬に入り山名祐豊の保護をうけた。

そして同年六月、城崎郡奈佐郷の豪族で円山川などの水運業を一手に握り、山陰海岸一帯の海上権をも抑えていた奈佐日本之助の船団により、かれらは出雲へ輸送せられ、再び拠点を出雲に確保した。

これに対し脅威を感じた毛利元就は、当時京都を制圧していた織田信長に援助を求め、信長は同年八月一日、八月十三日に撤兵した。祐豊は堺へ亡命、但馬における山名氏の支配はこのとき事実上崩壊した。



写43 篠磯城山

この結果、信長は生野鉱山を支配下に收め、以後但馬は、織田・毛利の二大勢力圏の谷間で揺り動きつづけることになる。なおいittan堺に亡命した祐豊は、同地の豪商今井宗久のとりなしで礼表一千貫文を献納、元亀元年（一五七〇）の冬に信長の許しをえて再び但馬へ歸り、子安城（出石町の有子山城）へ入った。

その後、尼子が信長を全面的に頼つたことから、状勢は変り、織田と毛利の対立が決定的となつた。そこで山名もあるときは毛利に、また尼子に、織田にというような從来の如きその場しのぎの態度は許されなくなつて、いよいよ、織田につくか毛利に従うかの最後の決断を迫られ、けつきよく祐豊・氏政父子は毛利側に立つことを定めた。しかし、家臣の意見は必ずしも一致せず、このことから重臣の毛利派の垣屋と織田派の田結庄との対立は深刻化し、ついに天正三年（一五七五）十月、垣屋豊続は田結庄を攻めて、豊岡の鶴城にこれを滅した。この戦いは主戦場が泥田の多い野田（現在の豊岡市の宮津線一帯の地域）であったので、『野田合戦』とも、また垣屋勢が泥田で行動し易い足なか（足の半分位の長さの草履）を履き、それが、勝利の原因となつたので、別名、『足なか戦争』ともいわれている。

なおこのとき^二眉城（城崎町飯谷）、^ひ篠磯城とともに、『城崎内川の三つの山城』といわれる上山城の城主上

山平左衛門、子の上山平三らが田結庄氏の家臣として出陣したが、武運拙く敗死し、上山城も垣屋勢のため落城した。

秀吉の さて、信長は、元亀二年（一五七二）の延暦寺焼打事件、天正元年（一五七三）の將軍義昭の追放などを通じて、天下統一の宿願を大きく前進させていった。そして天正三年（一五七五）、長

篠の戦で宿敵武田勝頼を潰滅させたのち、信長は前述のように、毛利氏との全面的対決に踏み切り、天正五年（一五七七）毛利の支配圏である播磨へ秀吉を出陣させ、秀吉はその際背後を固めるため但馬へ侵入、南但の山口岩渕城（朝来郡）、竹田城（和田山町）などを攻略し、竹田城に弟秀長を置いた。これが秀吉による第一次但馬征伐である。

なおこのとき、二眉・簸磯（城崎町）の二城も糧道を断たれて落城し、ときの城主長沢掃頭守義賢および橋本丹波守義綱も、それぞれ自刃したと伝えられている。

当時秀吉は姫路を前線基地としていたが、その後別所長治兄弟の立て築る東播磨の三木城を攻撃、いわゆる“三木の干殺し”といわれる兵糧攻めを行い、けつきよく天正八年一月（一五八〇）に落城させた。そしてこのとき、第一次但馬征伐が行われ、朝倉・八木・坂本・宿南・浅間の各城（八鹿町）がつぎつぎに落ち、遂に五月十六日山名祐豊の本拠である有子山城も落城、祐豊は病死、子氏政は因幡に逃亡、ここに時氏以来、約二百年にわたる山名氏の但馬支配は名実ともに終りを告げた。そしてこの二年後、天正十年（一五八二）、本能寺の変に倒れた信長のあとを継承、天下統一をなしつげた秀吉の豊臣政権の下で、但馬の歴史も大きく変化する。

秀吉は天正十一年（一五八三）、大坂に築城、ここを本拠と定め、弟秀長に播但二国を支配させることとし、

竹田城に桑山重晴、出石城に青木秀以、木崎（豊岡）城には宮部継潤にかわり木下祐久を配置したが、天正十三年（一五八五）関白就任とともに、大名の国替えを断行、竹田城に赤松広英、出石城に前野長康、豊岡城に尾藤知定にかわって、明石助実を封した。

以後秀吉の晩年にいたるまで、転封はしばしば行われ、城崎町地域を領有する豊岡城主は福原直高を経て、慶長二年（一五九七）、杉原長房が襲封している。

第四節 貴族、歌人の入湯

藤原知家と 鎌倉・室町時代に入ると、前代に引きつづきすくなくらざる都の貴顕、文化人たちが入湯に当藤原範基 地を訪れている。

まず、鎌倉初期の歌人、藤原知家（一一八三—？）は

あじろすぎ むすぶの浦の朝日かげ

はるかに いづる 海士のつり舟

と入湯来訪の途次結の浦の風景を賞でている。

知家は、『百人一首』で有名な

秋風に たなびく雲の絶え間より

もれ出づる 月の影の さやけさ

の作者、顕輔の曾孫で寿永元年（一一八二）に生れ、建保六年（一二一八）中宮亮に就任、寛喜元年（一一三一九）正三位に叙され、暦仁元年（一一三八）、五十七歳で出家、蓮生と号した人物でその家を六条家と称し、趣向を重んずる歌風で、幽玄を旨とする定家の門流、御子左家と対立する歌道の名門であった。

かれの和歌は、『新古今』に一首、以下『新勅撰』・『続後撰』・『続古今』などの十四集に百十二首のせられている。

藤原定家の日記『明日記』の嘉祐二年（一二二六）七月一日の条に

去月下旬（六月二十日にあたる）

従三位治部卿、藤原範基薨す

年来、飲水之病

毎夏、木崎湯治ト称シ但馬国所領ノ間

終命云々

と、ある。

範基（？—一二二六）は入道民部卿範光の二男で、母は贈左大臣範季の女である。文章生、藏人となり、従

五位下刑部少輔を兼ね、のち丹波守・播磨守を歴任、治部卿従三位に叙せられている。

この日記によつて、かれが永らく糖尿病らしきものを患ひ、その治療のため但馬にある所領を見廻りがてら、毎夏湯治に來ていたことがわかる。

西園寺実雄 伏見天皇の勅命により、嘉元元年（一二〇三）、藤原爲世が撰んだ『新後撰集』には

やよいのころ但馬の湯あみにまかりける道にて

と、前がきして

思ひおく 都の花のおもかげの

たちもはなれぬ 山の端の雲

との山階やましな左大臣西園寺実雄さねかず（一二一七—七四）の歌がみられ、弘長元年（一二六一）ごろの作と推定される。

実雄は、承久の変に幕府方に通じ、以後、幕府の申し次ぎ（幕府と朝廷の連絡係）として権勢を振った西園寺公経の三男にあたり、洞院家の始祖であるが、弘長元年左大臣となり、後宇多天皇の外祖父ともなり、龜山天皇の信任も厚く、当時の政界の大立者であった。

増鏡と安嘉門院 南北朝時代の文中二年（一三七三）ごろの作と推定される『増鏡』第九「北野雪」の一節に、

その同じ頃（文永四年、一二六七）安嘉門院、丹後の天の橋立ごらんじにておはします。それより但馬の城崎のいでゆ召しに下らせ給ふ。大納言爲家・三位光成など御供つかうまつらる。とある。

安嘉門院（一二〇九—八三）は、高倉天皇の第三皇子守貞親王（後高倉院）の皇女、邦子内親王のことで、承久三年（一二二二）、弟君にあたる後堀河天皇の准母として皇后と尊称され、貞応二年（一二二三）父君の後高倉院から八条院御領（鳥羽天皇の皇女、八条院暲子の手に譲られた莊園群）約二百三十カ所を相続し、いわゆる安嘉門院御領が成立したが、そのなかに本家職しきとして但馬の朝来郡多々良木莊十三町歩があつた。領家は

関東分、地頭は御家人、加治八郎輔朝であるが、武家の莊園侵略も始まりかけた当時のこととて院の城崎入湯は多々良木莊視察をも兼ねたものと思われる。供の一人爲家は定家の息子で、當時御子左家を代表する歌人であつたことはいうまでもなく、また京・鎌倉間の紀行文、『十六夜日記』の著者として有名な阿仏尼は、かつて院の侍女であり、爲家の後妻でもある。

なお、現在の“御所湯”的名は、院の入湯に由来すると伝えられている。

兼好法師と
吉田兼好（一二八三—一三五〇）も室町時代の初期に「花のさかり但馬の湯より、歸る道にて
頓阿法師
雨にあいて」として

しほらしよ 山わけ衣春雨に

雪しづくも花も 句ふたもとは

との歌を『兼好法師家集』に残している。

かれは本姓ト部、京吉田社の祠官出身、正中元年（一二三二四）に出家、以後兼好法師と称されるが、わが国における最高の隨筆といわれるかの『徒然草』の著者として余りにも有名である。

また歌道においても頓阿・淨弁・慶雲らと、當時、和歌四天王と称せられ、窮乏のどん底にあつたとき、頓阿と「米たまえ、錢もほし」といった歌の贈答をしながら、歌壇に名をなし、『続千載和歌集』らの勅撰集にも十六首が収められている。

前述の和歌四天王の一人、頓阿（一二八九—一三七二）も同じころ來訪し、温泉寺で
わけてきく 蘿のいづみ 峰のせみ

と詠んでいたが、これについては、「但馬考」は、「これは所の人のひ伝ふるのみにて、彼の集には見えず」と疑問を投げかけている。

ちなみに、頗阿は、俗名、二階堂貞宗、京都の出身、二十四歳のとき、出家、歌をたしなんで教えを二条爲世（爲家の子）にうけ、その聞書『井蛙抄』（せいあしょう）は、二条家秘説の書として重んぜられた。晩年西行の旧地双林寺に草庵を結び、家集には『草庵和歌集』一〇巻などがある。

宗祇法師 室町時代中期になると、宗祇法師の但馬行がある。『宗祇法師諸国物語』によれば

文月末、但州二見浦を見にまかりける。

伊勢に同じ名所あり。過こし春は勢州のその浦を見しに、秋の今は引かえて又、この國のここにたどる。能因の都の霞白川の秋風とよみしに、やう替りけりと俳諧して過ぐ。

花を東 月かけ西に 二見かな

と宗祇法師（一四二一一五〇二）が、月明の二見浦を訪れたことが記述されている。むろん近くの城崎をおとずれ、入湯するとともに温泉寺、その他の名所古蹟をたずねたであろうことは、充分推測しうるが、この但馬行は文正元年（一四六六）のこととされている。

かれは氏は飯尾、近江あるいは、紀州の出身といわれ、若くして叔父宗砌を頼つて上京、和歌古典を飛鳥井雅親に、連歌を心敬うに学び、文正元年の末には関東に下り東常縁より古今伝授（古今集の解説を伝授すること）をうけるとともに長尾・太田らの武家豪族の間に連歌して廻つてるので、當時すでに連歌師としては相当名を成していたものと思われる。そして文亀二年（一五〇二）、箱根湯本において八十二歳で死去するまで、地



写44 朝倉氏一乗谷遺蹟

方の諸豪族、一般庶民の間に連歌を普及するため東奔西走、全国を駆かけて活躍した。「花を東月かげ西」という作品は、まさに旅の連歌師としての顔躍如たるものがある。

なおその間、延徳三年（一四九一）十月、湯治のため摂津の湯山（有馬温泉）を訪れ、門弟にあたる牡丹花（ほたんか）・肖柏（ショウバ）、柴屋軒宗長（さいおくけんそうちよう）とともに『湯山三吟』として名高い百韻連歌を作っている。

鷹司忠冬と
飛鳥井雅教

『但馬考』に

後奈良院の御宇天文十七年九月下旬鷹司忠冬平公飛鳥井
雅教卿とともに、此湯召さる。ある日温

泉寺に詣で玉ひ蹴鞠（けまき）などあり……

とあり、また温泉寺の『縁起帳』の紙背にも

天文十九年九月下旬飛鳥井左兵衛頭雅教

卿被御同道御屋形様御入湯之時於當寺有

御鞠御歌興行可有之処御盃參公私沈醉及

暮御下向無念也

と記されている。しかし、この鷹司忠冬は鎌倉時代末の人物であつて、天文年間の人物としては鷹司忠冬がふさわしく、『公卿補任』によつて天文年間に『飛鳥井左兵衛督雅教』の実存が確認されるので、室町時代末期の天文十七年、あるいは十九年（一五四八—一五五〇）の九月

下旬、五摠家の鷹司忠冬が歌鞠二道の家元飛鳥井雅教と同道して来遊、温泉寺にも参詣、蹴鞠を興行するとともに、歌会を催さんとしていたことが、いちおう想像できる。

なお、『尊卑分脈』などの系図によれば鷹司冬平は花園天皇のときに摠政に一度、関白に二度、さらに後醍醐天皇のときも、一度、関白に就任している鎌倉時代末期（一二七五—一三三二七）の人物であった。

この点、『但馬考』の記事や温泉寺記録の内容には、まだまだ検討すべき余地がある。しかしそれはそれとして、戦国乱世の当時とはいえ、関白近衛政家（近江八景の撰定者）の日記『後法興院記』にも、文亀三年（一五〇三）九月二十四日、政家が湯治のため、湯山（有馬）を訪れ、十月十日まで滞在、その間付近の温泉寺の薬師堂や宿坊の庭、また鼓の滝など名所旧蹟をめぐって、それぞれ歌一首ずつ詠じたり、連歌百句を作り終えたというような記事がみられるし、また当時都での生活不如意から今川氏の駿河の府中、朝倉氏の一乗谷、大内氏の山口のように、各々の所縁をたよっての公卿の地方疎開や下向が盛んであつたことからして、衰えたりとはいえ、天文十一年（一五四二）ごろから本格的に採掘され始めた生野銀山を支配し、天文二十三年（一五四四）、また一年後の弘治一年にも、それぞれ白銀三千両、二千両を朝廷にも献上したと女官の日記（『御湯殿の上の日記』）にあるほど、銀山と関係が深かった但馬守護山名祐豊（法名も銀山寺殿とする）の勢威をたよつて、湯治を兼ねはるばる当地に赴いてきた都の貴顕がいたことは推察できよう。